

平成21年4月1日

アナログテレビ注意喚起シール印刷の請負者の募集

社団法人 デジタル放送推進協会

総務省テレビ受信者支援センター統括本部

次のとおり募集します。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 アナログテレビ注意喚起シール印刷の請負 1式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書、注意書による。
- (3) 納入期限 仕様書、注意書による。
- (4) 納入場所 仕様書、注意書による。

2 見積者に求められる義務等 見積に参加を希望する者は、注意書に記載されている見積書等を注意書に記載されている日時までに下記5に示す場所に提出しなければならない。提出された見積書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り対象者とする。なお、提出した見積書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 仕様説明会の日時及び場所 注意書に示す時間と場所で開催するので、出席を希望する者は、平成21年4月3日10時までに注意書に明記されている担当者にEメールにより申し込むこと。

4 見積書の提出 見積書等は封筒に入れ封印し、その表面に見積者氏名、見積件名及び開札日を記入の上、注意書に記載されている日時までに下記5に提出すること。

5 見積書提出場所及び問い合わせ先

〒150-0047 東京都渋谷区神山町16-2 bit cube 3階

社団法人デジタル放送推進協会 総務省テレビ受信者支援センター統括本部

水嶋 登 n.mizushima_000@tv-shien.jp

(TEL)03-3468-7933 (FAX)03-3468-7977

6 その他

- (1) 見積の無効 本公告に示した見積の条件に違反した見積は無効とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 見積書の記載方法 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合、これらの諸税を含む金額を見積書に記載すること。
- (5) 落札者の決定方法 審査の上、有効な最低価格をもって見積を行った見積者を落札者とする。

競争見積（公募）注意書

- | | |
|-------------|--|
| 1. 購買依頼番号 | |
| 2. 件名 | アナログテレビ注意喚起シール印刷の請負 |
| 3. 数量 | 仕様書による |
| 4. 工期または納期 | 契約締結日より平成21年4月23日（木）まで |
| 5. 配送場所 | 仕様書による |
| 6. 仕様 | 仕様書による |
| 7. 支払 | 検査検収後、翌月払い |
| 8. その他の契約条件 | 所定の契約書式による |
| 9. 仕様書 | 日時 平成21年4月1日（水）より
場所 総務省テレビ受信者支援センターホームページに掲載 |
| 10. 仕様説明会 | 日時 平成21年4月6日（月）10時～11時
場所 社団法人デジタル放送推進協会 第3会議室
（東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 9F） |
| 11. 質疑 | 日時 平成21年4月7日（火）15時締切
場所 エメールによる |
| 12. 応答 | 日時 平成21年4月8日（水）16時まで
場所 エメールによる |
| 13. 見積書提出期限 | 日時 平成21年4月10日（金）13時
場所 総務省テレビ受信者支援センター統括本部
（東京都渋谷区神山町16-2 ビットキューブビル3階） |
| 14. 見積書 | 見積書には、内訳書（単価の記載があるもの）、会社概要、直近の決算書、事業実績書（シール作成に関した事業実績）を添付し、2通提出する。
あて先は 社団法人 デジタル放送推進協会
総務省テレビ受信者支援センター統括本部とする。 |
| 15. 注意事項 | (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
(2) 見積参加者は、見積参加により知り得た情報について、協会の事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとする。
(3) 見積書に記載する見積合計額は、消費税を含めたものとする。
(4) 添付する内訳書は消費税額を明示した詳細内訳書とする。
なお、必要と認める場合は、他の資料の添付を求めることがある。
(5) 見積書提出期限までに見積書を提出できない場合は、その事由を付して書面により申し出て、承認を得ること。
(6) 貸与を受けた仕様書は、必ず廃棄処分すること。
(7) 情報公開規程により第三者から情報開示の求めがあった場合は、見積内容を公表する場合があります。非公開を希望する場合はその理由を書面で提出して下さい。また、非公開を希望した場合でも、公開することがあります。なお、これによる取引上の不利益はありません。 |
| 16. 備考 | 共同企業体（JV）を組む場合には、共同企業体合意書（共同企業体名、業務分担内容等を含む）を提出し、説明資料を添付して詳述すること。 |

[契約担当]

(担当) 社団法人デジタル放送推進協会 総務省テレビ受信者支援センター統括本部
水嶋 登 n.mizushima_000@tv-shien.jp
(TEL) 03-3468-7933 (FAX) 03-3468-7977

仕様書

1 件名

アナログテレビ注意喚起シール印刷の請負

2 品名及び数量等

(1)	TV14型用	製品本体用シール	53,000枚
(2)	TV14型用	梱包箱用シール	53,000枚
(3)	TV21型用	製品本体用シール	39,000枚
(4)	TV21型用	梱包箱用シール	39,000枚

3 規格

- (1) TV14型用 梱包箱用シール
A6サイズ
- (2) TV14型用 製品本体シール
A6サイズ
- (3) TV21型用 梱包箱用シール
A5サイズ
- (4) TV21型用 製品本体用シール
A5サイズ

4 紙質

- (1) 梱包箱用のシールについては、上質70kベース
- (2) 製品本体用のシールについては、上質90kベース
- (3) グリーン購入法の基準を満たすこと。
- (4) 「製品安全シート」など有害物質含有に関する証明書を提出のこと

5 糊

- (1) (3) 梱包箱用シール
上質70kベース 接着力 2500g/25mm以上 ボールタック17以上の強度を持つもの
- (2) (4) 製品本体用シール
上質70kベース 接着力 80g/25mm以下 ボールタック3以下で家電製品に貼付して糊残りがいないこと。

6 印刷

- (1) 4色刷、ニス1色刷り、片面刷、オフセット、角R付きの全抜き。
- (2) 指定位置にスリット加工を行う。
- (3) 写真、イラスト等を編集レイアウト等した版下一式を社団法人デジタル放送推進協会（以下「D p a」という）より貸与する。
- (4) 色校正は4紙質で示した紙を用いて行い、内容についてD p aの了解を得ること。
- (5) グリーン購入法の基準を満たすこと

7 包装等

- (1) A6版シールについては、100枚ごとにクラフト紙で帯止めし、40セット（合計4,000枚）を1箱に梱包すること。
- (2) A5版シールについては、100枚ごとにクラフト紙で帯止めし、20セット（合計2,000枚）を1箱に梱包すること。
- (3) 梱包した段ボール箱の表面（積重上面）に品名（販促物コード等を含む）、梱包した数量、送付年月を記入し、これ以外の文字、記号、図などは記載しないこと。
- (4) 搬入に際しては、輸送に耐えられる梱包形態をとること。

8 納入期日

平成21年4月23日（木）

9 納入場所

D p a

10 搬入場所

D p aより別途指示する。

11 その他

- (1) 版下の貸与を受ける又は印刷色校正確認等の際には、事前にD p aと電話等により連絡の上、日時等の調整を図り来訪すること。
- (2) 契約締結後速やかに、印刷等作業工程及び納品等に係る日程表をD p aまで提出すること。
- (3) 上記（1）で貸与した版下情報及び印刷物等については、D p aの許可を得ず複製、複写、再編集及び転用等することを禁止し、また、当該事項に反したことに起因して生じた係争案件及び補償等についてD p aは一切その責任を負担しない。
- (4) 上記（1）で貸与した媒体については、速やかにD p aまで返還すること。

- (5) 必要な場合、D p aから指定された環境適合証明書（環境負荷化学物質含有量報告）を作成、提出すること。
- (6) 詳細・疑義については、D p a（TEL：03-5785-4035）まで問い合わせのこと。
- (7) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- (8) 搬入に使用する車両は、環境負荷低減に配慮されたものであること。
- (9) 搬入に当たって印刷物が毀損した場合には、速やかにD p aに報告し、指示を仰ぐこと。